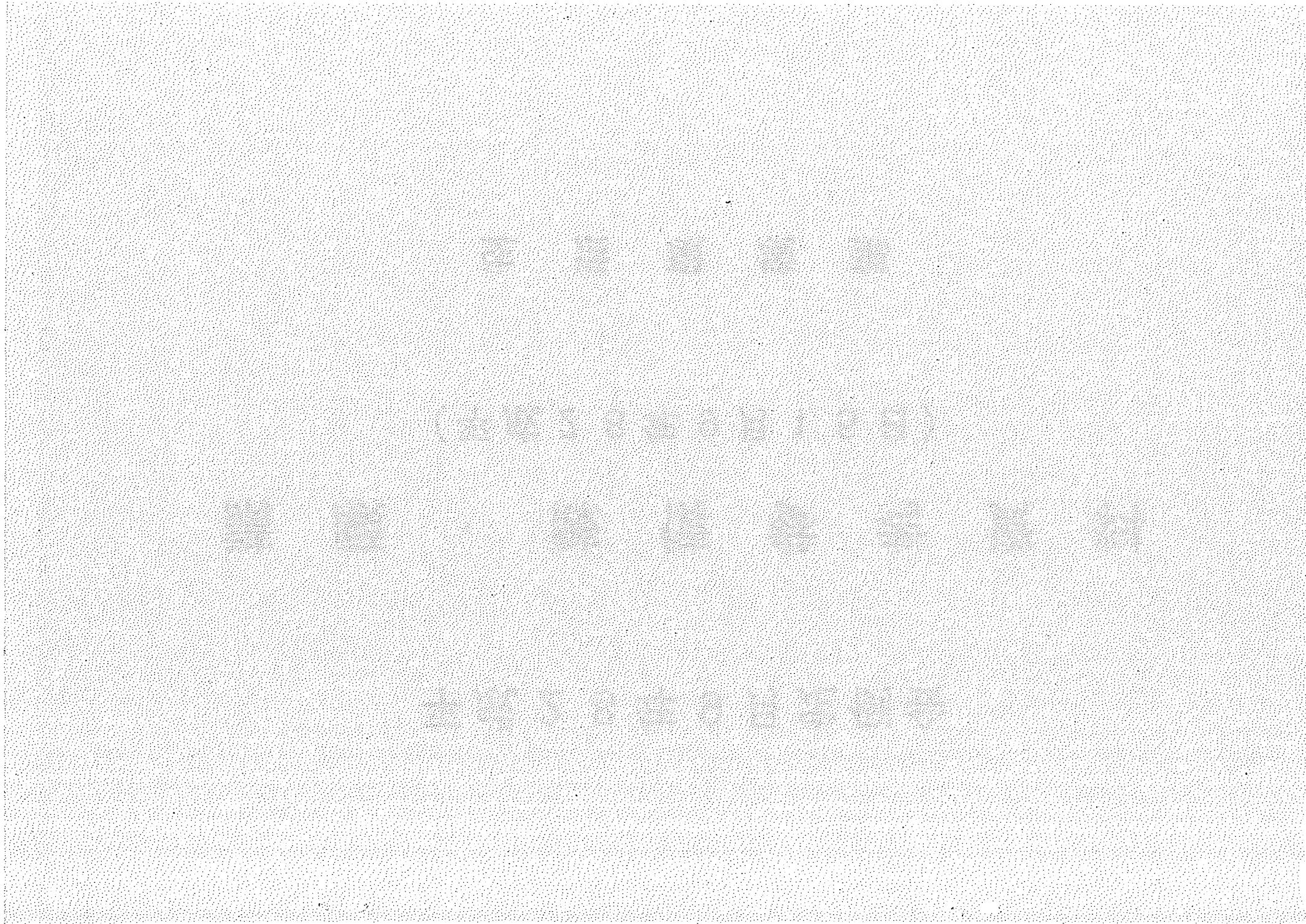


平成28年9月定例会

請願・陳情参考資料

(平成28年9月15日)

生活環境部



受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																							
28年—19 (H28.8.22)	生活環境部	<p>理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について</p> <p>鳥取市職人町二十九番地 若桜ビル 2F</p> <p>鳥取県理容生活衛生同業組合 理事長 福間 英年</p>	<p><理容師法及び県理容師法施行条例の規定等></p> <p>○理容師法では、理容所の開設者は、消毒設備の設置等のほか、都道府県が条例で定める衛生上必要な措置を講じなければならない（第12条）とされている。</p> <p>これを受け、県条例では、衛生上必要な措置として「外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料の備付け」を規定しているが、洗髪設備の設置を求めている。</p> <p>○県ではこれまで、規制緩和の観点から、設備面での規制は最小限とし、指導等の徹底により衛生面の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年の条例改正では、作業室の面積要件や収納設備の設置義務の撤廃等の規制緩和を行っている。 ・毎年、県理容組合・県美容組合が実施する衛生知識の普及を図る研修会等に対し講師派遣や補助金交付等の支援を行い、衛生面の取組推進を図っている。 <p>○なお、県内では、アタマジラミに関する苦情・相談等は近年寄せられていない。</p> <p><参考1>県内の洗髪設備設置状況</p> <table border="1" data-bbox="1075 957 1892 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="2">洗髪設備を設置していない施設数</th> </tr> <tr> <th>カットあり</th> <th>カットなし※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容所</td> <td>759</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>美容所</td> <td>1,574</td> <td>7</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カットなしの理美容所：顔そり専門店、エステ店、まつ毛エクステ専門店等</p> <p><参考2>衛生面の取組推進に向けた県の支援</p> <p>①研修会開催実績（平成27年度） ※各地区への講師派遣を実施</p> <table border="1" data-bbox="1075 1236 1892 1332"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参加者数</th> <th>開催概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理容組合</td> <td>217名</td> <td>東部、中部、西部の3地区で開催</td> </tr> <tr> <td>美容組合</td> <td>179名</td> <td>東部、中部、西部の3地区で開催</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設数	洗髪設備を設置していない施設数		カットあり	カットなし※	理容所	759	4	1	美容所	1,574	7	26	区分	参加者数	開催概要	理容組合	217名	東部、中部、西部の3地区で開催	美容組合	179名	東部、中部、西部の3地区で開催
区分	施設数	洗髪設備を設置していない施設数																								
		カットあり	カットなし※																							
理容所	759	4	1																							
美容所	1,574	7	26																							
区分	参加者数	開催概要																								
理容組合	217名	東部、中部、西部の3地区で開催																								
美容組合	179名	東部、中部、西部の3地区で開催																								

②補助実績（平成27年度）

衛生技術向上のための研修会など組合員の資質向上に資する事業に対して補助金を交付した。

補助金名	補助事業者	補助金の額
生活衛生営業振興事業補助金	県理容組合	186,527円
	県美容組合	435,589円

<参考3>他県の条例の状況

- ・洗髪設備の設置規定あり：31県
- ・同設備の設置規定なし：15県

<規定している主な理由>（厚労省資料）

- ・毛髪の汚れが目立つ客に対して、洗髪後に施術することが良い場合があるため。
- ・整髪料等が客の頭皮に合わない場合や切った毛髪が目に入った場合等不測の事態に備えるため。

<規定していない主な理由>（他県調べ）

- ・衛生上の問題が発生する合理的根拠がないため。
- ・洗髪サービスは利用者が選択できるものであるため、必ずしも衛生確保の効果を期待できないため。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
28年-22 (H28.8.21)	生活環境部	<p>企業ポイントの法的保護に係る意見書の提出について</p> <p>倉吉市</p> <p>足羽 佑太</p>	<p><県内の相談状況></p> <p>○企業ポイントに関する県内の相談状況は、ここ3年間で6件であり、必ずしも多くはない。(26年度3件、27年度2件、28年度(8月末現在)1件)</p> <p>○相談内容は、「店側からの十分な説明がないままポイント率が引き下げられた」等のものであり、相談員からは「企業ポイントはあくまで事業者による顧客へのサービスであるが、トラブル回避のためには企業による丁寧な説明が望まれる」旨を回答している。</p> <p>○なお、経済産業省「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方」ガイドラインによれば、「消費者が貯めたポイントを事前告知なく突然失効させるなど、消費者が期待する合理的な保護水準に著しく反するような利用条件の変更は、消費者契約法第10条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)に抵触し、無効となることもありうる」と整理されており、当該案件が発生した場合は、消費生活センターとして弁護士を紹介する等の対応を行うこととしている。</p> <p><全国状況></p> <p>○全国消費者行政担当者会議、消費生活相談員会議においても、企業ポイントの法的保護に関する議論は行われていない。</p> <p><消費者庁の検討状況></p> <p>○今回改めて消費者庁に確認したところ、消費者保護の観点からの企業ポイントに関する検討は行われていない。</p> <p><参考></p> <p>経済産業省「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方」ガイドライン(平成20年12月策定)</p> <p>※企業による自由な経済活動を基本としつつも、消費者保護の観点から、企業ポイントに関する企業側の最低限の自主的な対応について示したもの。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者がポイントプログラム加入後に、ポイントの利用条件を変更する際は、事前に消費者に告知を行うことが望ましい。 ・有効期限の短縮や交換レート減少、ポイントプログラムの終了など、消費者に特に不利益となる条件変更については、十分な期間をおいた事前告知を丁寧に行うことが重要。 ・ポイントプログラムに対し、届け出や登録などの手続を求め、供託義務のような規制を課すことは、運営コストを高め、ポイントプログラムの存続を阻害し、ポイント関連ビジネスの縮小や消費者の利便性の低下につながるおそれがある。 ・ポイントプログラムに新しい規制を課すことについては、発行企業による取組みの推移を見つつ、慎重かつ十分な検討が行われることが必要。

陳情（新規）

環境立県推進課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																											
28年-24 (H28.9.13)	生活環境部	<p>原子炉を再稼働させず、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について</p> <p>米子市角盤町四の二 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 澤田 孝志</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のエネルギー政策については、エネルギー政策基本法に基づき、基本的な方針、施策を示す「エネルギー基本計画」を定めることとなっている。 ○ 平成22年6月に策定された「第3次基本計画」は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原発事故等、エネルギーを巡る環境の大きな変化を踏まえ、平成26年4月に見直された。 <p><第4次基本計画の概要> 「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向を示すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入加速 ・原子力政策の再構築 ・徹底した省エネルギー社会の実現と、スマートで柔軟な消費活動の実現 など <ul style="list-style-type: none"> ○ 現計画において、原子力発電は、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する「ベースロード電源」として位置づけられている。 ○ 国が平成27年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」で、2030（H42）年度の電源構成比は次のとおりとし、原子力発電の比率を下げるとともに、再生可能エネルギーの導入を増やすこととしている。（（ ）内の数字はH22年度の実績） <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <tr> <td>・再生可能エネルギー</td> <td>22～24%程度</td> <td>(9.6%)</td> </tr> <tr> <td>・原子力発電</td> <td>22～20%程度</td> <td>(28.6%)</td> </tr> <tr> <td>・火力発電（LNG）</td> <td>27%程度</td> <td>(30.2%)</td> </tr> <tr> <td>・火力発電（石炭）</td> <td>26%程度</td> <td>(25.0%)</td> </tr> <tr> <td>・火力発電（石油）</td> <td>3%程度</td> <td>(6.6%)</td> </tr> </table> ○ 県としては、再生可能エネルギー等の導入を加速的に進めて、原子力発電への依存をできる限り減らしていく「緩やかなエネルギー革命」を推進する第2期鳥取環境イニシアティブプランを策定し、再生可能エネルギーへのシフトへ取り組んでいる。 <p><再生可能エネルギーの導入量と電力自給率></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H22実績</th> <th>H27実績</th> <th>H30目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー導入量累計</td> <td>661,897kW</td> <td>846,319kW</td> <td>920,000kW</td> </tr> <tr> <td>電力自給率</td> <td>24.6%</td> <td>32.0%</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>	・再生可能エネルギー	22～24%程度	(9.6%)	・原子力発電	22～20%程度	(28.6%)	・火力発電（LNG）	27%程度	(30.2%)	・火力発電（石炭）	26%程度	(25.0%)	・火力発電（石油）	3%程度	(6.6%)	項目	H22実績	H27実績	H30目標	再生可能エネルギー導入量累計	661,897kW	846,319kW	920,000kW	電力自給率	24.6%	32.0%	35%
・再生可能エネルギー	22～24%程度	(9.6%)																												
・原子力発電	22～20%程度	(28.6%)																												
・火力発電（LNG）	27%程度	(30.2%)																												
・火力発電（石炭）	26%程度	(25.0%)																												
・火力発電（石油）	3%程度	(6.6%)																												
項目	H22実績	H27実績	H30目標																											
再生可能エネルギー導入量累計	661,897kW	846,319kW	920,000kW																											
電力自給率	24.6%	32.0%	35%																											